

「天井クレーン定期自主検査者」養成のための安全教育の実施について

労働安全衛生法第45条では、天井クレーン（つり上げ荷重が0.5トン以上のもの）を使用する事業者には「1ヵ月以内ごと」及び「1年以内ごと」に定期的に自主検査を実施しその記録を保存するよう義務付けておりますが、特に「1年以内ごと」の自主検査（年次検査）は高度の知識と技能を要するため、検査者養成の安全教育を実施します。

また、上記の安全教育修了者が確実に定期自主検査を実施したことを示すために、ステッカーを貼ることを広く呼びかけております。

つきましては、下記により標題の安全教育を実施しますので、この機会に天井クレーン定期自主検査（保守点検、整備）の社内検査者を養成することにより、安全意識の醸成と経費節減にもお役立て下さい。

記

1. 実施機関 日本クレーン協会長野支部教習センター
2. 実施日時及び場所
 - (1) 日 時 2026年2月26日（木） 午前8：40分受付開始
午前9時開講 午後5時まで
 - (2) 場 所 (一社) 日本クレーン協会長野支部教習センター
長野市篠ノ井布施五明 463-32 Tel 026-292-1737
3. 受講対象者 天井クレーン自主検査を担当する者。18歳以上の者。
(今後、担当する者を含む)
4. 講 師 日本クレーン協会長野支部専任講師
5. 修了証 受講者には修了証を交付します。
6. 受講料 13,360円 (消費税を含む)
教材費 2,640円 (消費税を含む)
計16,000円 (消費税を含む)
(日本クレーン協会長野支部会員様は、教材費を500円割引致します)
7. 受講申込 受講申込書に写真1枚(縦3cm 横2.4cm 正面 脱帽 背景無地 6ヵ月以内)を貼付し、2月12日迄に(一社)更埴労働基準協会(TEL 026-292-0400 FAX 026-293-0403)にお申込み下さい。
定員になりしだい締め切ります。
申込受付後の取消は、2月18日までとし、その後の取消及び当日欠席者には受講料は返却致しかねます。
8. 定 員 40名
9. その他
 - (1) 筆記用具を持参して下さい。
 - (2) 昼食は各人で用意して下さい。
 - (3) 写真は裏面糊付けで貼付して下さい。
 - (4) CPDSをご利用の方は、日本クレーン協会長野支部で受講証明をいたしますのでお申し出下さい。
 - (5) 旧姓等の併記をご希望の方は、戸籍謄本、住民票、自動車運転免許証等の証明書を提出下さい。

【個人情報について】ご記入いただきました個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、本講習以外の目的には使用いたしません。

天井クレーン定期自主検査者安全教育実施要領

日本クレーン協会長野支部教習センター

集合8:55

R7.4.1

講 習 科 目	範 囲	講 習 時 間	
天井クレーンの構造部分、ランウェイの検査に関する知識	ガーダ、サドル、横行フレーム、トロリーフレーム等の構造部分及び運転室（運転台を含む。）の検査方法及び判定基準	9:00 ~ 11:00	2.0h
	ランウェイ部分 鋼構造部分の検査方法及び判定基準		
機械装置の検査に関する知識	走行機械装置、横行機械装置及び巻上げ機械装置の検査方法及び判定基準	11:10 ~ 12:10	1.0h
	昼休み	12:10 ~ 12:50	
天井クレーンの電気設備の検査に関する知識	電動機、配電盤、抵抗器、集電装置、機内配線、照明、信号等の電気設備の検査方法及び判定基準	12:50 ~ 13:50	1.0h
	コントローラ及び操作用開閉器の検査方法及び判定基準		
	電気設備の回路の絶縁状態の検査方法及び判定基準		
天井クレーンの安全装置の検査に関する知識	巻過防止装置、非常停止装置、過負荷防止装置、衝突防止装置及び逸走防止装置の検査方法及び判定基準	13:50 ~ 14:50	1.0h
天井クレーンの荷重試験の方法及び潤滑装置の検査に関する知識	つり上げ試験、走行試験及び横行試験による天井クレーンの能力の検査方法及び判定基準	15:00 ~ 16:00	1.0h
	潤滑装置の検査方法及び判定基準		
天井クレーン定期自主検査の意義 関係法令等の概要	定期自主検査の目的及び検査者の役割	16:00 ~ 17:00	1.0h
	労働安全衛生法		
	労働安全衛生法施行令		
	クレーン等安全規則		
	災害事例		

【一般事項】

- 1 全ての科目を受講し、学科及び実技試験の合格した者に修了証を交付します。
- 2 開講時刻に遅刻した者は受講を認めません。講習の途中で退席等欠講した者は以降の受講は認めません。
- 3 受講中、講師の指示に従わない者、受験に不正があった者、他の受講者に迷惑な行為のあった者は採点の結果の如何に拘らず不合格とします。
- 4 受講中は携帯電話の使用、喫煙、飲食を禁止します。
- 5 講習開始前、点呼を取り出欠を確認します。
- 6 講師は(一社)日本クレーン協会長野支部の登録講師から指名します。

講習会場	講習開始日	※資格日 (協会記入)
篠ノ井	月 日 月 日	

クレーン関係 講習受講申込書

※受付 更埴労働基準協会 号
 ※受付年月日 年 月 日
 (一社)更埴労働基準協会
 Tel 026-292-0400
 Fax 026-293-0403

講習名 (受講する講習の左枠に○印を記入してください。)

玉掛け技能講習	小型移動式クレーン運転技能講習+玉掛け技能講習セット講習
床上操作式クレーン運転技能講習	玉掛け技能講習+クレーン運転業務特別教育セット講習
小型移動式クレーン運転技能講習	☒ 天井クレーン定期自主検査者安全教育
フルハーネス特別教育	移動式クレーン定期自主検査者安全教育
移動式クレーン業務従事者安全衛生教育(再教育)	

※ どちらかに必ず○印を付けてお申込下さい。	※ 受講証明希望の方は○印を付けてお申込下さい。
A 一般コース B 一部免除コース (力学免除者)	1 人材開発支援助成金 2 人材開発支援助成金 (建設労働者技能実習コース) 3 CPDS

氏名	フリガナ (旧姓等)	旧姓等併記 希望者は右 の口内にレ 点を記入く ださい。	生年月日	昭和・平成 年 月 日	修了証写真貼付 縦3cm×横2.4cm 正面(胸より上) 6か月以内撮影
現住所	(〒)	TEL ()	携帯 ()		

※ 個人で受講の場合は、以下事業所の記入は不要です。

事業所	名称	フリガナ
	所在地	連絡先TEL ()
		連絡先FAX ()

※一部免除者等所持修了証コピー貼付欄 (右欄資格いずれか一種類)	
※天井クレーン定期自主検査者安全教育、移動式クレーン定期自主検査者安全教育、フルハーネス特別教育受講者は貼付不要です。	①玉掛け技能講習修了証 ②床上操作式クレーン運転技能講習修了証 ③小型移動式クレーン運転技能講習修了証 ④クレーン・デリック運転士免許証 (天井クレーン) ⑤移動式クレーン運転士免許証

※ 講習名及び受講者氏名のみ記載のうえ切り離さずご提出して下さい。

切り取り線

受講番号 (クレーン協会記入)	※受付 更埴協会 号 (天井クレーン定期 自主検査者安全教育) 受講票												
受講者名	篠ノ井・松本・諏訪・上田 中野・佐久・伊那・大町												
講習 受付欄	<table border="1"> <tr> <th>講習 受付欄</th> <th>1日目 (学科)</th> <th>2日目 (学科)</th> <th>3日目 (実技)</th> <th>4日目 (学科)</th> <th>5日目 (実技)</th> </tr> <tr> <td></td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> </table>	講習 受付欄	1日目 (学科)	2日目 (学科)	3日目 (実技)	4日目 (学科)	5日目 (実技)		/	/	/	/	/
講習 受付欄	1日目 (学科)	2日目 (学科)	3日目 (実技)	4日目 (学科)	5日目 (実技)								
	/	/	/	/	/								

連絡先 日本クレーン協会長野支部教習センター TEL026-292-1737